

指定小規模多機能型居宅介護
指定介護予防小規模多機能型居宅介護

重要事項説明書

I G L 小規模多機能型居宅介護西風新都

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(指定 第3490200346号)

当事業所はご契約者に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護サービス・指定小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※当サービスの利用は、原則として要支援・要介護認定の結果「要支援・要介護」と認定された方が対象となります。要支援・要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者.....	2
2. 事業所の概要.....	2
3. 事業実施地域及び営業時間.....	3
4. 職員の配置状況.....	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金.....	3
6. 苦情の受付について（契約書第 20 条参照）.....	7
7. 運営推進会議の設置.....	7
8. 協力医療機関、バックアップ施設.....	7
9. 非常火災時の対応.....	8
10. 業務継続計画の策定等.....	8
11. サービス利用にあたっての留意事項.....	8
12. 人権擁護及び高齢者虐待防止のための措置（契約書第 10 条参照）.....	9
13. 身体拘束について（契約書第 11 条参照）.....	9

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 I G L 学園福祉会
(2) 法人所在地 広島市安佐南区上安六丁目 3 1 番 1 号
(3) 電話番号 (082) 830-3332
(4) 代表者氏名 理事長 永見 憲吾
(5) 設立年月日 昭和55年10月8日

2. 事務所の概要

- (1) 事業所の種類 指定小規模多機能型居宅介護事業所
指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所
平成22年10月1日指定 第3490200346号
- (2) 事業所の目的 住み慣れた地域で生活するために、介護保険法令に従い利用者が自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活の支援を目的として、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせてサービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 I G L 小規模多機能型居宅介護西風新都
- (4) 事業所の所在地 〒731-3167 広島県広島市安佐南区大塚西二丁目 5 番 8 号
- (5) 電話番号 (082) 848-3363
- (6) 管理者氏名 大原 めぐみ
- (7) 当事業所の運営方針 利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援します。
- (8) 開設年月 平成22年10月1日
- (9) 登録定員 29人（通いサービス定員18人、宿泊サービス定員9人）
- (10) 居室等の概要 当事業所では、以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	備 考
宿泊室	個室9室 (内訳) 15.97㎡ 7室、畳の間 18.36㎡ 2室
居間・食堂（＝共同生活室）	64.26㎡
キッチン	12.46㎡
浴室	特別浴室 19.85㎡、浴室 5.43㎡
脱衣室	8.22㎡
消防設備	スプリンクラー、消火器、排煙設備、自動火災報知設備 消防機関へ通報する火災報知設備、誘導灯、非常用照明
その他	

※ 上記は、厚生労働省が定める基準により、指定小規模多機能型居宅介護事業所に必置が義務付けられている施設・設備です。

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域

広島市安佐南区 全域

広島市安佐北区（清和・日浦）

広島市西区（中広）

広島市佐伯区（五月が丘・美鈴が丘、三和）

※上記以外の地域の方は原則として当事業所のサービスを利用できません。

(2) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
通いサービス	9時～17時
訪問サービス	随時
宿泊サービス	17時～翌9時

※ 受付・相談については、通いサービスの営業時間と同様です。

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護サービス・指定小規模多機能型居宅介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職員の職種		常勤換算	指定基準	職務の内容
1. 事業所長（管理者）	1人（常勤）		人	事業内容調整
2. 計画作成担当者	1人以上	人	人	サービスの調整・相談業務
3. 介護職員	10人以上 （常勤1人以上）	9.8人以上	人	日常生活の介護・相談業務
4. 看護職員	1人以上	0.5人以上	人	健康チェック等の医務業務

※ 常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（週40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、
1人（8時間×5人÷40時間＝1人）となります。

＜主な職種の勤務体制＞

職 種	勤 務 体 制
1. 管理者	勤務時間： 8：30～17：30
2. 計画作成担当者	勤務時間： 8：30～17：30
3. 介護職員	主な勤務時間： 7：10～16：10、8：00～17：00、8：30～17：30、10：30～19：30、 11：00～20：00、13：00～22：00 夜間の勤務時間： 21：45～翌7：15 その他、利用者の状況に対応した勤務時間を設定します。
4. 看護職員	勤務時間： 9：00～18：00

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、以下の2つの場合があります。

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(介護保険の給付の対象となるサービス) |
|---|

(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 (介護保険の給付対象とならないサービス)

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス (契約書第4条参照)

以下のサービスについては、所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分 (自己負担分: 通常はサービス利用料金の介護保険負担割合証の割合に応じた額) となります。ア～ウのサービスを具体的にそれぞれどのような頻度、内容で行うかについては、ご契約者と協議の上、介護予防小規模多機能型居宅介護計画・小規模多機能型居宅介護計画に定めます ((5) 参照)。

<サービスの概要>

ア 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

①食事

- ・ 食事の提供及び食事の介助をします。
- ・ 調理場で利用者が調理することができます。
- ・ 食事サービスの利用は任意です。

②入浴

- ・ 入浴または清拭を行います。
- ・ 衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います。
- ・ 入浴サービスの利用は任意です。

③排せつ

- ・ 利用者の状況に応じて適切な排せつの介助を行うとともに、排せつの自立についても適切な援助を行います。

④機能訓練

- ・ 利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。

⑤健康チェック

- ・ 血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。

⑥送迎サービス

- ・ ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

イ 訪問サービス

- ・ 利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。
- ・ 訪問サービス実施のための必要な備品等 (水道・ガス・電気を含む) は無償で使用させていただきます。
- ・ 訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。

①医療行為

②ご契約者もしくはその家族等からの金銭または高価な物品の授受

③飲酒及びご契約者もしくはその家族の同意なしに行う喫煙

④ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動

⑤その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

ウ 宿泊サービス

- ・事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

<サービス利用料金>（契約書第5条参照）

※ 別紙 利用料金表参照

- ☆ ご契約者がまだ要支援・要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援・要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

ア 食事の提供（食事代）

ご契約者に提供する食事に要する費用です。

料金：朝食：400円 昼食：720円（おやつ代含む） 夕食：650円

（1～2品 ご契約者様が料理したものが追加されます。）

イ 宿泊に要する費用

ご契約者に提供する宿泊サービスの宿泊に要する費用です。

1泊 2,200円

ウ 通常の事業の実施地域以外のご契約者に対する送迎費及び交通費

通常の事業の実施地域以外のご契約者に対する送迎費及び交通費です。

1キロメートルにつき、30円で計算させていただきます。

エ おむつ代（紙パンツ）200円／枚、パッド 40円／枚

オ レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

カ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とされる場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

キ 行事費

実費をいただきます。

- ☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

（3）利用料金のお支払い方法（契約書第5条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1か月ごとに計算し指定口座より自動払込みをいたします。

月末締め、翌月26日（26日が土日祝日に重なった場合はその翌日）の払込みとなります。

（４）利用の中止、変更、追加（契約書第6条参照）

☆ 介護予防小規模多機能型居宅介護サービス・小規模多機能型居宅介護サービスは、介護予防小規模多機能型居宅介護計画・小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本としつつ、契約者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービスまたは宿泊サービスを組み合わせて介護を提供するものです。

☆ 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、介護予防小規模多機能型居宅介護サービス・小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。

この場合には原則としてサービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。

☆ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

（５）介護予防小規模多機能型居宅介護計画・小規模多機能型居宅介護計画について

介護予防小規模多機能型居宅介護サービス・小規模多機能型居宅介護サービスは、利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。

事業者は、ご契約者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、ご契約者と協議の上で介護予防小規模多機能型居宅介護計画・小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。計画の内容及び評価結果等は書面に記載してご契約者に説明の上交付します。

（６）短期利用居宅介護について

宿泊室に空床があり、緊急やむを得ない場合など一定の条件下において、登録者以外の短期利用が可能です。

☆ 登録者数が定員未満であること。

☆ 利用者の状態や利用者の家族等の事情により、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急に利用することが必要と認めた場合であって、当事業所の介護支援専門員が登録者のサービス提供に支障がないと認めた場合であること。

☆ 利用期間は7日以内であること。（家族等の疾病等やむを得ない事情の場合は14日以内）

☆ 指定基準に定める従業員を配置していること。

☆ サービス提供が過少である場合の減算を算定していないこと。

6. 苦情の受付について（契約書第 20 条参照）

（１）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者） [職名] リーダー介護職員 木村 妙子

○苦情解決責任者 [職名] 管理者 大原 めぐみ

○受付時間 毎週月曜日～土曜日 ８：３０～１７：３０

また、苦情受付ボックスを受付に設置しています。

（２）行政機関その他苦情受付機関

広島市健康福祉局 高齢福祉部 介護保険課事業者指導係	所在地 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号 電話番号 (082) 504-2183・FAX (082) 504-2136 受付時間 8：30 ～ 17：15
広島市安佐南区 厚生部 福祉課高齢介護係	所在地 広島市安佐南区中須一丁目 3 8 番 1 3 号 電話番号 (082) 831-4943・FAX (082) 870-2255 受付時間 8：30 ～ 17：15
広島市安佐北区 厚生部 福祉課高齢介護係	所在地 広島市安佐北区可部三丁目 1 9 - 2 2 電話番号 (082) 819-0621・FAX (082) 819-0602 受付時間 8：30 ～ 17：15
広島市西区 厚生部 福祉課高齢介護係	所在地 広島市西区福島町二丁目 2 4 番 1 号 電話番号 (082) 294-6585・FAX (082) 233-9621 受付時間 8：30 ～ 17：15
広島市佐伯区 厚生部 福祉課高齢介護係	所在地 広島市佐伯区海老園二丁目 5 番 2 8 号 電話番号 (082) 943-9730・FAX (082) 923-5098 受付時間 8：30 ～ 17：15
国民健康保険団体連合会	所在地 広島市中区東白島町 1 9 - 4 9 国保会館 電話番号 (082) 554-0783・FAX (082) 511-9126 受付時間 8：30 ～ 17：15
広島県社会福祉協議会	所在地 広島市南区比治山本町 1 2 - 2 電話番号 (082) 254-3419・FAX (082) 256-2228 受付時間 8：30 ～ 17：00

7. 運営推進会議の設置

当事業所では、小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

＜運営推進会議＞

構 成：利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村職員

地域包括支援センター職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等

開 催：隔月で開催

会議録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します

8. 協力医療機関、バックアップ施設

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

＜協力医療機関・施設＞

妹尾病院 （内科、循環器科、消化器科、外科、リハビリテーション科、心臓血管外科）

〒731-0141 広島市安佐南区相田 1-10-21

電話番号 082（878）5111

クリニックアルペンローゼ	(内科)
〒731-0154	広島市安佐南区上安6-31-1
	電話番号 082(830)3350
安佐医師会病院	(総合内科、緩和ケア内科)
〒731-0223	広島市安佐北区可部南二丁目1-38
	電話番号 082(555)2700
メリィホスピタル	(内科, リハビリテーション科, 放射線科, 精神科, 緩和ケア内科, 皮膚科)
〒731-3167	広島市安佐南区大塚西3丁目1-20
	電話番号 082(849)2300
歯科クリニックエーデルワイス	
〒731-3361	広島市安佐北区あさひが丘3-18-13-7
	電話番号 082(810)4680
I G L 訪問看護ステーション	
〒731-0154	広島市安佐南区上安六丁目31番1号
	電話番号 082(830)3375

9. 非常火災時の対応

非常火災時には、別途定める消防計画に則って対応を行います。また、避難訓練を年2回、契約者も参加して行います。

安佐南消防署への届出日：令和元年9月1日

防火管理者： 大原 めぐみ

＜消防用設備＞

- ・ 自動火災報知機 ・ 非常通報装置 ・ 非常用照明 ・ 排煙設備
- ・ 誘導灯 ・ 消火器 ・ スプリンクラー

＜地震、大水等災害発生時の対応＞

防災マニュアルによる

10. 業務継続計画の策定等

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

11. サービス利用にあたっての留意事項

○サービス利用の際には、介護保険被保険者証・介護保険負担割合証を提示してください。

○事業所内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。

○事業所利用中の食事は、特段の事情がない限り事業所の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、事業所は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。

○送迎中の途中下車はご遠慮いただきます。

○宗教や習慣の相違などで他人を排撃し、または自己の利益の為に他人の自由を侵してはいけません。

○指定した場所以外で火気を用い、寝具の上で喫煙してはいけません。

○喧嘩もしくは口論をなし、泥酔し又は楽器などの音を大きく出して静穏を乱し、他の利用者に迷惑を及ぼすことをしてはいけません。

○故意に事業所若しくは物品に損害を与えまたはこれらを事業所外に持ち出すことをしてはいけません。

○所持品等を持ち込まれる場合は、必ずご記名をいただくとともに適正に管理してください。

なお、紛失、破損について、当事業所は一切責任を負いません。

○当事業所では、金銭・貴重品の管理は行っておりませんので、現金や通帳等の持ち込みはご遠慮ください。

○金銭または物品によって賭け事をしてはいけません。

○事業所内の秩序、風紀を乱しまたは安全衛生を害してはいけません。

○当事業所では、多くの方に安心して生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止します。

○無断で備品の位置、又は形状を変えてはいけません。

○ペットの持ち込みは、禁止します。

12. 人権擁護及び高齢者虐待防止のための措置（契約書第10条参照）

事業所は利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な措置を講ずるものとします。

13. 身体拘束について（契約書第11条参照）

生命又は身体保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束又はそのほかの行動制限は致しません。

個人情報利用目的

(令和6年9月1日現在)

当事業所では、個人情報保護法及び利用者の権利と尊厳を守り安全管理に配慮する「個人情報に関する基本方針」の下、ここに利用者の個人情報の「利用目的」を公表します。

【利用者への介護・福祉・医療サービスの提供に必要な利用目的】

〔当事業所内部での利用目的〕

- ・ 当事業所が利用者等に提供する介護・福祉・医療サービス
- ・ 介護保険事務
- ・ 介護・福祉・医療サービスの利用者に係る当事業所の管理運営業務のうち
 - －契約、契約解除
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・福祉・医療サービスの向上

〔他の事業所等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・ 当事業所が利用者等に提供する介護・福祉・医療サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅支援介護事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・ 介護保険事務のうち
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当事業所内部での利用に係る利用目的〕

- ・ 当事業所の管理運営業務のうち
 - －行事や催し物の際に撮影した写真の当事業所での掲示
 - －誕生日や敬老会での氏名・生年月日の掲示
 - －身元確認後の電話での問合せ
 - －介護・福祉・医療サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当事業所において行われる学生の実習への協力
 - －当事業所において行われる事例研究

〔他の事業所等への情報提供に係る利用目的〕

- ・ 当事業所の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関、評価機関等への情報提供

なお、あらかじめ利用者本人の同意を得ないで、利用目的の必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

令和 年 月 日

指定介護予防小規模多機能型居宅介護サービス・小規模多機能型居宅介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項及び別紙 1 の説明を行いました。

I G L 小規模多機能型居宅介護西風新都

説明者職名 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項及び別紙 1 の説明を受け、指定介護予防小規模多機能型居宅介護サービス・小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏名 印

{	代筆者	氏名	印
		続柄	
		代筆理由	

※ この重要事項説明書は、厚生労働省令第 34 号（平成 18 年 3 月 14 日）第 88 条により準用する第 9 条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。